

諮問第115号の概要

(海面漁業生産統計調査の変更)

1 海面漁業生産統計調査の概要（前回）

調査の目的

海面漁業^(注)の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的とする。

(注)「海面漁業」とは、海面(浜名湖、中海、加茂湖、サロマ湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。)における水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

調査の概要

調査の沿革

- 昭和26年に「海面漁業漁獲統計調査」として開始され、以降、毎年実施
- 昭和28年に「海面養殖業に係る調査」を吸収し、昭和48年から現在の調査の名称である「海面漁業生産統計調査」に変更

調査実施者

農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

調査票の種類	報告者数	主な調査事項
①稼動量調査票	約760客体	漁業経営体の氏名又は名称、住所、使用した漁船名、漁船トン数、漁業種類、操業水域、出漁日数
②海面漁業漁獲統計調査票 (水揚機関・漁業経営体用) (一括調査用)	約2,930客体	(水揚機関・漁業経営体用) 漁業種類別・操業水域別・魚種別の漁獲量 (一括調査用) 漁業種類、規模別の漁ろう体数・1漁ろう体当たり平均出漁日数・1漁ろう体1日当たり平均漁獲量
③海面養殖業収獲統計調査票 (水揚機関・漁業経営体用) (一括調査用)	約1,770客体	(水揚機関・漁業経営体用) 水揚機関名・漁業経営体名、養殖魚種別収獲量、年間種苗販売量、年間投餌量 (一括調査用) 養殖魚種名、養殖方法名、総施設面積、1施設当たり平均面積、1施設当たり平均収獲量

実施期間

毎年1月1日から3月31日まで（調査実施前年の1月1日から12月31日までの1年間（一部は半年間）の実績を把握）

調査組織 調査方法

- ① 水揚機関用・一括調査用（調査員調査）：農林水産省－地方農政局等（地方組織）－調査員－報告者
- ② 漁業経営体用（郵送調査）：農林水産省－地方農政局等（地方組織）－報告者

結果公表

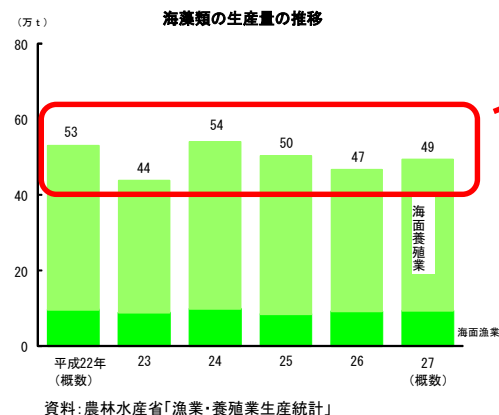
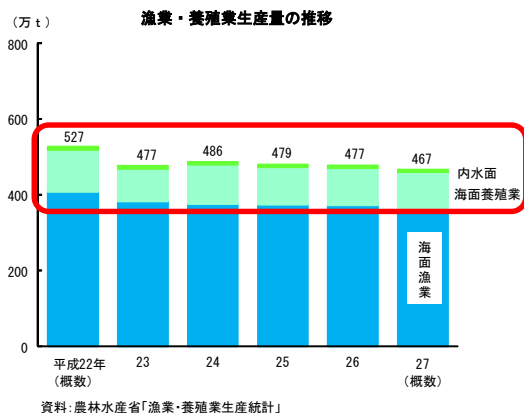
概要：調査実施年の4月30日まで 詳細：調査実施年の翌年2月頃までに逐次公表

2 海面漁業生産統計の利活用状況(1)

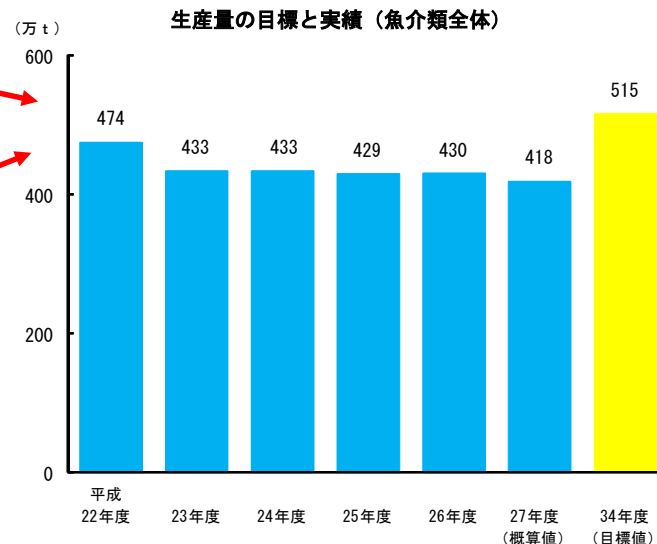
行政施策上の利用

◆ 水産基本計画^(注)における「水産物の自給率目標」の策定・評価のための基礎資料として利用

(注) 水産基本法（平成13年法律第89号）第11条の規定に基づき、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向け、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、おおむね5年ごとに見直されている。現行の計画は平成29年4月28日に閣議決定された。



当該調査及び内水面漁業生産調査で調査を行った「総生産量」から当該調査で調査を行った「海藻類」を除いた生産量が使用されている。



2 海面漁業生産統計の利活用状況(2)

行政施策上の利用

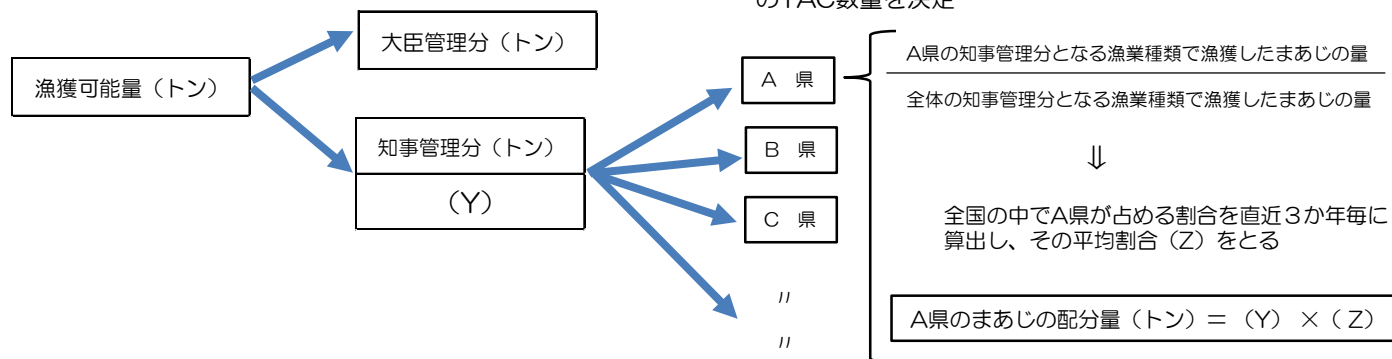
- ◆ 「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」(平成8年法律第77号)に基づく資源の保存及び管理を行うための特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量(TAC)の設定資料

(例) 平成29年まあじの配分

① 全体のTAC数量(トン)を国が決定

② 過去3か年分の実績値から大臣管理分と知事管理分を配分

③ 海面漁業漁獲統計調査のうち、直近3か年毎の都道府県別の漁業種類別・魚種別漁獲量を活用し、各都道府県のTAC数量を決定



算出された事例

知事管理分	
都道府県名	数量(トン)
島根県	33,000
山口県	4,000
愛媛県	3,000
長崎県	23,000
鹿児島県	4,000

3 海面漁業生産統計調査の変更の背景等

- ◆ 施策ニーズの変化に伴う調査結果の利活用状況を踏まえ、調査の簡素・効率化及び報告者負担の軽減を図るとともに、結果の概要の公表内容の拡充等を実施

4 調査計画の変更（2） - 概要の公表内容の拡充・公表時期の変更

◆ 利活用状況を踏まえた概要の公表内容の拡充、公表時期の変更

- ⇒ 資源管理を行うための特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量(TAC)を設定する際の基礎データとして利用する漁業種別・魚種別漁獲量について、詳細公表から概要公表に変更して提供
- ⇒ 都道府県別の集計結果を公表していた「漁業種別漁獲量」及び「魚種別漁獲量」について、大海区別の集計結果も概要公表に追加
- ⇒ 上記の集計事項の拡充に伴い、概要の公表時期を「調査実施年の4月30日まで」から「調査実施年の5月31日まで」に変更

・新たに追加する統計表

1 海面漁業・養殖業生産量（続き）
 (3) 海面漁業漁業種別・魚種別漁獲量

漁業種別	合計	魚				たこ類	うに類	海産 ほ乳類	その他の 水動物類	海産類		
		計	小計	ま						計	こんぶ類	その他の 海産類
				くろまぐろ	みなみまぐろ							
計	(1)											(1)
漁洋底びき網	(2)											(2)
以西底びき網	(3)											(3)
神合底びき網	(4)											(4)
小型底びき網	(5)											(5)
船びき網	(6)											(6)
大中型まき網	(7)											(7)
1 そうまきその他	(8)											(8)
	(9)											(9)
かつお一本釣	(23)											(23)
近海かつお一本釣	(24)											(24)
沿岸かつお一本釣	(25)											(25)
いか釣	(26)											(26)
いか釣	(27)											(27)
ひき網	(28)											(28)
その他の釣	(29)											(29)
採貝・採藻	(30)											(30)
その他の漁業	(31)											(31)

・表章地域の拡充

- ①海面漁業都道府県別漁業種別漁獲量
 - ②海面漁業都道府県別魚種別漁獲量
- について、大海区別を追加する。

都道府県・大海区
全 国 (1)
北 海 道 (2)
青 森 (3)
岩 手 (4)
宮 城 (5)
秋 田 (6)
宮 崎 (38)
鹿 児 島 (39)
沖 縄 (40)



都道府県・大海区
全 国 (1)
北 海 道 (2)
青 森 (3)
岩 手 (4)
宮 城 (5)
秋 田 (6)
鹿 児 島 (39)
沖 縄 (40)
北海道太平洋北区 (41)
太平洋北区 (42)
太平洋中区 (43)
太平洋南区 (44)
北海道日本海北区 (45)
日本海北区 (46)
日本海西区 (47)
東シナ海区 (48)
瀬戸内海区 (49)

大海区別の追加

4 調査計画の変更 (3) - 集計事項の変更

◆ 利活用ニーズの低い集計表を整理し、集計事務を効率化

【海面漁業漁獲統計調査】

◆ 特殊魚種別漁獲量の集計の廃止

- (4) 特殊魚種別漁獲量
ア 漁業向け活餌販売

単位：t

都道府県・ 大海区・振興局	計	まいわし	かたぐちいわし
全 国 (1)			
北 海 道 (2)			
青 森 県 (3)			
岩 手 県 (4)			

- イ 天然産増養殖向け種苗採捕量

単位：t

計	ぶり類	しらすうなぎ	海産稚あゆ

- ウ 海産ほ乳類捕獲頭数 (捕鯨業を除く。)

単位：頭

計	いるか類	くじら類

◆ 市町村別集計の廃止

【海面養殖業収穫統計調査】

◆ 大海区、県別大海区別の集計の廃止

- 平成 [] 年漁業・養殖業生産統計年報
II 統計表 [大海区都道府県振興局別統計]
(1) 養殖魚種別収穫量 (種苗養殖を除く。)

都道府県・ 大海区・振興局	合 計
全 国 (1)	t
北 海 道 (2)	
青 森 県 (3)	
岩 手 県 (4)	
北海道太平洋北区 (41)	
太平洋北区 (42)	
太平洋中北区 (43)	
太平洋南北区 (44)	
北海道日本海北区 (45)	
日本海北北区 (46)	
日本海北南区 (47)	
日本海南南区 (48)	
岩手県内海区 (49)	
秋田県 (50)	
山形県 (51)	
福島県 (52)	
茨城県 (53)	
栃木県 (54)	
群馬県 (55)	
埼玉県 (56)	
千葉県 (57)	
東京都 (58)	
神奈川県 (59)	
新潟県 (60)	
富山県 (61)	
青森県 (大北) (62)	
青森県 (日北) (63)	
兵庫県 (日西) (64)	
兵庫県 (瀬戸) (65)	
和歌山県 (大南) (66)	
和歌山県 (瀬戸) (67)	
山口県 (東シ) (68)	
山口県 (瀬戸) (69)	
徳島県 (大南) (70)	
徳島県 (瀬戸) (71)	
愛媛県 (大南) (72)	
愛媛県 (瀬戸) (73)	
福岡県 (東シ) (74)	
福岡県 (瀬戸) (75)	
大分県 (大南) (76)	
大分県 (瀬戸) (77)	

◆ 海面養殖魚種別収穫量の市町村別集計の廃止

5 前回答申時の課題及び未諮問基幹統計確認への対応状況

○ 前回答申（平成18年3月 統計審議会）において指摘された課題への対応については、以下のとおり。

指摘事項

- ① 漁業種類別及び規模別の漁業経営体数に係る事項について、5年ごとに実施する漁業センサスにおいて把握すること
- ② 最も基本的な漁業経営体数に係る事項について、漁業センサスの中間年における標本調査により把握すること



対応状況

- ① 漁業種類別及び規模別の漁業経営体数については、5年ごとに実施する漁業センサスで把握
- ② 中間年は、漁業センサスを母集団とする標本調査である漁業就業動向調査において、漁業センサスの結果を用いた比推定により漁業経営体数を推計

○ 平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(未諮問基幹統計確認関連分)(平成28年3月内閣府統計委員会)において指摘された今後の取組の方向性への対応については、以下のとおり。

指摘事項

今後とも、行政記録情報の活用等によりコスト・ベネフィットも考慮しつつ、効率的に調査を実施するとともに、把握漏れや重複計上等を防止する努力を続けるなど、引き続き統計精度を維持・向上させていくことが重要



対応状況

- ① 多様な調査方法のため、報告者の把握漏れや重複計上等が生じないように、調査の準備段階で、調査方法ごとに調査対象名簿を整理
- ② 統計精度の確保・向上のため、地方組織を含めた多段階において、調査結果について前年比や変動要因等を確認
- ③ 今回調査からオンライン調査を導入し、より効率的に調査を実施

6 想定される主な論点

1. 稼働量調査の廃止による影響

- 廃止に至る経緯はどのようなものか
- 調査の廃止により、結果利用上の支障等は生じないか

2. 概要公表時期の後ろ倒しに伴う影響

- 利用者に支障等は生じないか

3. 集計事項の一部廃止・表章単位の変更による影響

- 廃止に至る経緯はどのようなものか
- 利活用に支障等は生じないか

4. 「漁業センサス」の変更内容と、本調査の変更内容の整合性

- 構造統計と位置付けられる「漁業センサス」の変更内容(平成30年2月答申)と生産統計と位置付けられる本調査における今回の変更内容は整合的か

5. 未諮問基幹統計確認における取組の方向性を踏まえた更なる改善の余地